



検証証明書

NS ユナイテッド海運株式会社 本社及び連結事業場

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、NS ユナイテッド海運株式会社(本社所在地:東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア ウェストタワー21,22階、以下「申請者」という)からの申請に基づき、2022年度(2022年1月1日~2022年12月31日)の直接的排出量、エネルギー起源の間接的排出量及びその他バリューチェーンからの間接的排出量を対象とした「算定報告書」の検証業務を行った。

対象事業場: 申請者の本社、国内・海外の連結事業場・事務所、及び申請者及びその連結事業場が運航する全ての外航船及び内航船(但し、貸し船は除く)

- 適用規格:**
- JIS Q 14064-1:2010年版(ISO14064-1:2006年版)
 - JIS Q 14064-3:2011年版(ISO14064-3:2006年版)
- 注:2023年3月1日に改訂された申請者の「温室効果ガス排出量算定マニュアル(改訂2)」は、以下の文書に記載されている定量化方法を適用。(準拠した排出量定量化方法)
- IMO MARPOL 条約 付属書 VI
 - 環境省「SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン」Ver.2.1
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法) 及びその付属書
 - GHG プロトコル 企業のバリューチェーン(スコープ3) 算定と報告の基準

保証水準と重要性: 合理的保証(スコープ1、2)(重要性の閾値は全体排出量の5.0%)
限定的保証(スコープ3)(重要性の閾値は検証員の専門的判断による)

2022年のGHGインベントリの要約

| 検証対象 GHG 排出量(スコープ) | トン(tCO ₂ e) |
|--|------------------------|
| 直接的な GHG の排出量(スコープ1) | 2,423,531.92 |
| エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ2) | 128.33*(1) |
| その他バリューチェーンからの間接的な GHG の排出量 (スコープ3) カテゴリー 1、3、5、6、7 | 336,617.43 |
| 合計 GHG 排出量 | 2,760,277.68 |

*(1):本社の電力は再生可能エネルギーを使用している。

検証意見: 上記の検証手続により、当会は意見表明の為の合理的な基礎を得たと判断しており、上表に要約された算定報告書の直接的排出量、エネルギー起源の間接的排出量及びその他バリューチェーンからの間接的排出量は、上記適用規格を参照して作成されており、スコープ1、スコープ2については全ての重要な点に関して適正であると認める。スコープ3については、算定手法及び結果に誤りは認められなかった。

2023年5月31日

一般財団法人 日本海事協会

山口 欣 弥

*この検証証明書は、添付の検証証明書(本書)の要約であり、これらと同時に公表される場合にのみ有効です。

検証声明書

NS ユナイテッド海運株式会社 本社及び連結事業場

検証業務の一般事項

この検証声明書は、NS ユナイテッド海運株式会社に対して発行されるものである。

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、NS ユナイテッド海運株式会社(本社所在地: 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア ウェストタワー21,22 階、以下「申請者」という)より、2022 年度(2022 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日)の算定報告書(温室効果ガス(GHG)インベントリ)の検証業務を委嘱された。

算定報告書は、直接的な GHG の排出量(スコープ 1)、エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ 2)及びその他バリューチェーンからの間接的な GHG の排出量(スコープ 3) カテゴリ 1、3、5、6 及び 7 に係わるものである。

検証業務の範囲は、申請者の本社事業場、国内・海外の連結事業場・事務所、及び申請者及びその連結事業場が運航する全ての外航船及び内航船(但し、貸し船は除く。)からの排出量を対象としている。また、GHG 排出量の連結方法は「支配によるアプローチ」(Control Approach)とし、「財務支配力」(Financial Control)としている。

適用活動境界は、上記事業場及び船舶内に於ける上記組織の事業活動に伴う CO₂ 排出量のみとし、それ以外の GHG や NO_x、SO_x、吸収源や貯蔵庫は対象外としている。

- 適用規格:**
1. JIS Q 14064-1:2010 年版(ISO14064-1:2006 年版)
 2. JIS Q 14064-3:2011 年版(ISO14064-3:2006 年版)
- 注:2023 年 3 月 1 日に改訂された申請者の「温室効果ガス排出量算定マニュアル(改訂 2)」は、以下の文書に記載されている定量化方法を適用。(準拠した排出量定量化方法)
- (1) IMO MARPOL 条約 付属書 VI
 - (2) 「SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン」Ver.2.1
 - (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法) 及びその付属書
 - (4) GHG プロトコル 企業のバリューチェーン(スコープ 3) 算定と報告の基準

GHG データの管理責任

申請者は、算定報告書の作成と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、当会の責任は、申請者との契約に従い、算定報告書に対する検証業務を実施することである。算定報告書は、最終的に申請者に承認され、引き続き申請者の責任の下にある。

検証手続

当会の検証は、「ISO14064-1:2006 組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引」の規定を参照して算定され、報告書に明記された GHG データについて、合理的保証を提供するために、「ISO14064-3:2006 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に従って実施された。地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)及びその付属書、環境省 SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン Ver.2.1、GHG プロトコル 企業のバリューチェーン(スコープ 3) 算定と報告の基準 及び IMO MARPOL 条約 付属書 VI は、ISO14064-1 が要求する「定量化の方法」として選択されたもので、モニタリング方法や算定に係る部分のみが適用されている。

結論を得るために、当該検証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- 申請者の本社(東京都)におけるサイト訪問
- 上記サイトでの GHG 排出量データ・情報管理、報告書作成に係わる主な担当者へのインタビュー
- 算定報告書に含まれている GHG 排出量データ・情報の管理プロセスのレビュー
- 算定報告書に含まれている GHG 排出実績データ・情報について、本社における集計と訪問したサイトで入手可能な情報源との整合の検証
- 外航船及び内航船の構造及び排出源データのレビュー
- BDN の QA/QC システム、給油時のダブルチェック体制のレビュー

保証水準と重要性

この検証声明書で表明された検証意見は、重要性の閾値として、スコープ 1、2 は合理的保証水準に基づいて全体排出量の 5.0%、スコープ 3 においては限定的保証水準(検証員による専門的判断)に基づいて決定している。

検証意見

上記の検証手続により、当会は意見表明の為の合理的な基礎を得たと判断しており、下の別表に要約された算定報告書の直接的排出量、エネルギー起源の間接的排出量及びその他バリューチェーンからの他間接的排出量は、上記適用規格を参照して作成されており、スコープ1、スコープ2については全ての重要な点に関して適正であると認める。スコープ 3 については、算定手法及び結果に誤りは認められなかった。

改善推奨事項

- 全ての GHG 及びスコープ 3 カテゴリー1、3、5、6 及び 7 以外の排出量を追加対象としたモニタリング計画を開発されることが望まれる。

2023 年 5 月 31 日

一般財団法人 日本海事協会

認証部

主任検証員:

小岩 敏郎

別表：2022年の GHG インベントリの要約

| 検証対象 GHG 排出量(スコープ) | トン(tCO ₂ e) |
|---|------------------------|
| 直接的な GHG の排出量(スコープ 1) | 2,423,531.92 |
| エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ 2) | 128.33*(1) |
| その他バリューチェーンからの間接的な GHG の排出量 (スコープ 3) カテゴリー 1、3、5、6、7 | 336,617.43 |
| 合計 GHG 排出量 | 2,760,277.68 |

*(1):本社の電力は再生可能エネルギーを使用している。

*この検証声明書は、「算定報告書」と共に公表される場合のみ有効です。

*この検証声明書は、申請者の算定システム全般を審査対象としておりますが、算定システムの適切性を保証するものではありません。